

平成28年度第2回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時 平成28年12月19日（月）午後1時から

2 会 場 宮城県自治会館 2階 206会議室

3 出席者

(1) 出席委員 松良 千廣, 佐々木 稲生, 伊藤 宣子, 佐藤 宏郎,
吉岡 弘宗, 小野寺 靖子, 千葉 雅保, 後藤 武俊,
佐藤 哲也, 山岸 利次, 阿部 春美, 菅原 通悦

(委員14人中 12名出席)

(2) 欠席委員 青木 タマキ, 鈴木 一樹

4 議題

(1) 調査審議事項について

- ①通信制高等学校の設置について（（仮称）飛鳥未来きずな高等学校）
- ②専修学校の設置について（（仮称）キャスウェルホテルアンドブライダル専門学校）
- ③専修学校の設置について（（仮称）葵会仙台看護専門学校）
- ④各種学校の設置について（（仮称）仙台国際日本語学校）
- ⑤高等学校の収容定員に係る学則の変更について（東北生活文化大学高等学校）
- ⑥幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（若柳よしの幼稚園）
- ⑦幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（七郷幼稚園）
- ⑧幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（ひより台幼稚園）
- ⑨幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（ふたば幼稚園）
- ⑩幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（なとり幼稚園）
- ⑪幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（なとり第二幼稚園）
- ⑫高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）
- ⑬専修学校の設置者変更について（宮城文化服装専門学校）
- ⑭専修学校の廃止について（仙台法経専門学校）
- ⑮私立学校法第64条第4項の法人の解散について（学校法人仙台法経学園）

(2) その他

- ①私立義務教育学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準（案）について
- ②私立学校法等施行細則の改正について

5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨、報告があった。

松良会長が審議会運営規程により議長となった。

議長は、議事録署名人として、佐藤宏郎委員と山岸委員を指名した。

(1) 調査審議事項について

①通信制高等学校の設置について（（仮称）飛鳥未来きずな高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(佐藤宏郎委員)

一つ教えてください。今の補足資料についてです。資料1の19ページに概要とありまして、右側に飛鳥未来高等学校仙台キャンパス、宮城野区榴岡とあるんですけども、今回の学校はこれとは別物で、新設と理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

飛鳥未来高等学校は、奈良県に本部校がある通信制の高等学校でございます、本案件とは別の学校となっております。

(佐藤宏郎委員)

こちらの学校も通信制なのですね。

(事務局)

はい、こちらも通信制でございます。

(佐藤宏郎委員)

この仙台キャンパスがあるのに、なぜもう1つ学校が必要なのかがよくわからないのですが。

(事務局)

飛鳥未来高等学校と飛鳥未来きずな高等学校では、提供する教育がまず違うという点でして、先ほど申しあげました農業についての科目につきましては、さきに設置されております飛鳥未来高等学校のほうには、科目として取り入れられておりません。

今回は、飛鳥未来きずな高等学校は登米市に建つということで、登米市の立地などを最大限に活用いたしまして、農業という科目を普通科ではございますが設けるということで、設置の目的も違い、そういった勉強をしたい方向けの学校となります。

(佐藤宏郎委員)

この飛鳥未来きずなという「きずな」とつける通信制の高等学校は、全国で初めてということなんですか。

(事務局)

そうです。

(佐藤宏郎委員)

アグリカルチャーを習得できる通信制の高等学校ということによろしいでしょうか。

(事務局)

通信制の学校で、農業について勉強できる場所は、ほかに2校ほどございます。

(佐藤宏郎委員)

来年4月から開校ということは、既に募集は始まっているのでしょうか。

(事務局)

先ほどの資料で申し上げましたが、現在300人程度、資料請求が出ておまして、資料で申し上げますと補足資料237ページに、資料請求者数というのが出ているかと思いますが、こちらによると現在305名の方から資料請求が来ております。

(佐藤宏郎委員)

今日、認可が終われば、直ちに募集開始ということと理解してよろしいのでしょうか。

(事務局)

部会の終了後、設置認可の申請書を提出したところから募集はスタートできることになっておまして、9月から募集をかけております。そして一定程度、資料請求が来ているというような状況でございます。

(松良会長)

部会審議終了時点で、広告は始めてもいいということでしたよね。

(事務局)

はい。設置認可の申請書を出して、広告ができるということになっております。

(松良会長)

はい、どうぞ。

(吉岡委員)

アグリカルチャーという部分の特質に関して、職員体制は1人だけなのでしょうか。

(事務局)

専任の教員としては、1名の農業の免許を持つ先生を雇用する予定でございますが、飛鳥未来きずな高等学校のキャンパスの隣に、有限会社の農業生産法人の「おっとちグリーンステーション」という広く農業をやっていらっしゃる農家の方がいらっしゃるのですけれども、そちらの方と契約を結びまして、農業に関する指導といった支援していただくことになっております。その支援の内容につきましては、補足資料236ページ

に記載のとおりでございます。

(吉岡委員)

その場合には、教職免許の有する教員の単位認定の内容じゃなくて、実務労働者による単位認定になるのでしょうか。

(事務局)

実務については、おっとちグリーンステーションに支援をしていただきますが、単位認定をする教員として、農業の免許を持つ先生を1名雇用する予定となっております。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

②専修学校の設置について（（仮称）キャスウェルホテルアンドブライダル専門学校）

事務局から資料により説明を行った。
特に質疑等なく、審議会として了承される。

③専修学校の設置について（（仮称）葵会仙台看護専門学校）

事務局から資料により説明を行った。

(松良会長)

これは、校舎は新築したのでしょうか。

(事務局)

いいえ、既存ビルの改修工事をしておりまして、7月に改修工事は完了しております。

(山岸委員)

部会の審議のときにも申し上げたことで恐縮ですけれども、部会のときには専修学校の実習提携施設のリストがあって、仙台市の施設でありながら、県南の病院にも実習施設を広げていて、実習への通学がかなり学生にとってはシビアな状況になると指摘させていただきました。今回どうこうということではないのですけれども、実習生の配置等々に関しては、ぜひそういう学生の居住地などを考慮していただければと思います。

(事務局)

実習の関係ですが、11月に行いました現地確認の際に事務局でも再度確認をさせていただきました。山岸委員先生おっしゃるとおり、一番遠いところで白石市の病院が実習施設として認定されております。この点について、部会のときにいただいた意見としてお話をさせていただきました。学校側からも、生徒の居住地に配慮した実習の編成を組みますという御回答をいただいております。

(松良会長)

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

(佐藤宏郎委員)

私も部会審議にかかわった者の一員として今さらと思うのですけれども、確認しておきたいのは、せっかく沿岸部とかの看護師不足のために設置したこの学校が、卒業生を首都圏にみんな持っていかれたということのないような、何か担保の仕方があるのでしょうか。どうやって地元で育てた人間を地元で就職できるようにするか。どこに就職するかは、学生の自由意思ですからね。趣旨と現実とがずれるような気がしてならないんですけれども、その辺について何か学校側で考えていることがあれば教えてください。

(事務局)

こちらにつきましても、部会の際に御意見をいただきまして、11月の現地確認の際に改めてお考えを伺いました。学校側から出された意見は、部会のときとそこまで大きく変更はなかったのですけれども、部会に同席されていらっしゃる委員の皆様もいらっしゃいますので、改めて御説明をさせていただきます。学校のほうでは大きく4つの対策を考えていらっしゃるようで、一つはカリキュラム上の対策ということで、教育目的・教育目標などの明示を行ったり、入学時のオリエンテーションで説明をしたり、1年生、2年生で行われる看護学生生活論という科目があるのですけれども、そちらの科目の最初のガイダンスで被災地域等への就職について考えさせ、最終的に自己課題で明確化を図るといったような対応を考えているのが一つでございます。

また、教育課外活動といたしまして、南三陸町や石巻にあります日赤看護学校との交流を通じて、被災地への研修を行うことも考えていらっしゃるそうです。

さらに、実習病院を中心とした県南部と沿岸部にあります病院の就職説明会で、看護師不足について理解を深めていただいて、関心を持てるように支援をするとのことでございます。

最後に、こちらも部会のほうで説明いたしましたが、県内の病院で奨学金の制度をお持ちのところがございます。こちらにつきまして、県内では9病院というふうに伺っているのですけれども、奨学金の説明会を学校で開催することを考えていらっしゃるそうです。

(佐藤宏郎委員)

一般的な説明はわかるのですけれども、本当に人材を確保したいなら、給付型の奨学金をあげるから、例えば3年なり5年は被災地等で働くようにとといったところまで決めないと、実際にはみんな他の地域に持っていかれたという結果になるような気がするのですが。大丈夫ですか。

(事務局)

学校には引き続き、そのような御意見があったということを伝え、ぜひ教育理念に合ったような学校になるように、引き続き検討するよう伝えてまいりたいと思います。

(松良会長)

私がよそで聞いた話でも、お金の強さというのはすごいもので、青森県のある看護学科には東京の大きな病院からの奨学金がどんどん入ってきて、返還免除の条件で東京に人材が持っていかれると。したがって、地元の実習の受け入れ先となっている病院から、さっぱりこっちに人が来ないじゃないかというクレームが多く寄せられるという話を聞いております。

(事務局)

先ほど、奨学金制度の御案内のお話をさせていただきましたが、貸し付けだけではなく、一定期間就労することによって貸し付けられた奨学金が免除になる制度を設置している病院が県内にもございまして、そういったところを中心に説明会を行われるそうです。

(佐藤宏郎委員)

そこまでしないと無理ですよ、実際には。

(伊藤委員)

3ページにある設置趣意書、何のために設置するかということが書いてありますけれども、このところを審査のところでは重要視したと思います。これがあるからというところで、東日本大震災に光を見たという審査だったと思いますので、学校の設置者に十分に伝え、今後も趣旨が行き渡るような学校運営をするようお伝えいただきたいなと思います。確かに、医師不足や看護師不足は、宮城県、そして東北の大きな問題でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

(松良会長)

ほかにはございましょうか。菅原委員、どうぞ。

(菅原委員)

今、伊藤委員のお話の件については、5月の現地調査のときにも学校側に具体的な方法や方策を考える余地はないのですかとお尋ねしたんですが、あの時点ではまだ積極的に検討していますという程度の話でしたので、今回、この会議の中で認可を認めるということを議論していく上で、ぜひ本来の設置趣旨を可能な限り進めていただきたいという要望を出していただければと思います。もう一点、現時点での出願状況あるいは募集状況といった詳しいデータ、例えば県内とか県外とかですね、入り口のところでどのような状況になっているのかを、把握していれば結構ですので教えていただけませんか。

(事務局)

11月の現地調査のときに、現在の募集状況について話を聞いております。

まず、この学校で行われる入学試験ですけれども、指定校推薦、AO入試、社会人入

試、一般入試という種類に分かれております。すでに行われているのが指定校推薦になりますが、11月の現地調査の時点で28人が出願し、全員が合格となっております。今後、AO入試、社会人入試、一般入試を行い、残りの定員について募集をかけていく予定となっております。

また、県内出身者と県外出身者についてですけれども、まず指定校推薦につきましては、現状、宮城県内の高校のみ指定校の指定を行っていますので、全員が県内出身の生徒になります。また、一般入試などにつきましては、これから募集をかけていくような状況でございましたので、まだ県内出身か県外出身かという状況までについては把握しておりません。

(菅原委員)

はい、承知しました。

その他に質疑等なく、審議会として了承される。

④各種学校の設置について（（仮称）仙台国際日本語学校）

事務局から資料により説明を行った。

(吉岡委員)

教職員の紹介のところで、日本語教育歴や日本語教師養成機関の大学の名前を記載しているのですが、日本語教師養成というのは、あまり聞いたことなかったものですから、実際に東北大の文学部にあるわけですか。

(事務局)

例えば東北大学の文学部ですとか盛岡大学の文学部に、日本語教育を専攻する研究室のようところがございまして、日本語教育に関する単位を一定程度取得した場合に、日本語教師の資格を得ることができるというところはございます。

これ以外に480時間の講習を受けまして、日本語教師の資格を取得するようなケースもございます。

(吉岡委員)

ちなみにそれは1種とか2種のような、ランクづけはあるのでしょうか。

(事務局)

1種や2種といったようなランクづけは特段なかったかと思えます。ただし、現状ですけれども、日本語教育機関で講師を務めるための日本語教師の資格というのは、必須とはなっておりません。

(山岸委員)

日本語教員の資格に関しては、文化庁の資格で、実は業務独占ではないのです。文部科学省ですらなくて、文化庁のほうでこういう単位を習得していくと日本語教員という資格を持てますよという、せいぜいそれくらいのもので。

(松良会長)

別に、法的な資格ではないということですか。

(山岸委員)

ちょっと扱いが難しいところです。

(松良会長)

ほかにはいかがでしょうか。

資料の13ページに、教育充実費というのがありますけれども、支払時期は1回だけということでもいいのでしょうか。

(事務局)

そちらについては確認をしておりませんでした。申しわけございません。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

⑤高等学校の収容定員に係る学則の変更について（東北生活文化大学高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(佐藤宏郎委員)

資料の10ページに、普通科における新体制についてということで、普通科の中に保育コースというのが入っているのですけれども、我々のほうも目がいってしまうのですが、専門学校あるいは短大に進学したときのいわゆる保育科との連携というか、単位として認められる程度の保育コースなのかどうかを教えていただければと思います。

(事務局)

こちらの保育コースですが、あくまでもその普通科の中のコースなので、単位として認定されるかどうかまでは確認はしておりませんが、基本的には専門学校や短大といった、進学後を見据えた教育を行うものと聞いております。

(松良会長)

恐らく、保育科への進学コースだろうと思います。

(事務局)

お待ちいたしました。いわゆる保育コースは、学校設定教科で保育という教科を設けて、保育実習、幼児教育演習、音楽リズム表現、絵画造形表現などという学校設定科目で、保育に関連する部分を学ぶというふうになっております。それから、既存の家庭科の科目の中で、子供の発達と保育ですとか、子供文化、いわゆる家庭科の専門科目の中の保育関係の科目、それらを学ぶことのできるコースになっています。

ですので、普通科の中ではありますが、保育に関する部分を比較的良好く学んで、恐らくその後、保育関係の進路につなげようという意図が学校としてはおありになるのかなと思います。

(佐藤宏郎委員)

だから、単位には関係ないわけですね。あくまでも高等学校の課程のカリキュラムの一つ、家庭科の一つだと。

(事務局)

家庭科の中の科目と、それ以外にも学校設定教科として、学校独自に設定できますので、それらの中で保育に関する科目を設定しているという形になります。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

⑥幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（若柳よしの幼稚園）

⑦幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（七郷幼稚園）

⑧幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（ひより台幼稚園）

⑨幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（ふたば幼稚園）

⑥から⑨までは、事務局から一括して説明を行った。

(吉岡委員)

まず、よしの幼稚園さんの件で、内容的には町をあげての幼稚園になっているような部分もありまして、理解できないわけではないのですが、3歳から幼稚園というような見直し環境の話があって、新たな収容定員の3歳の考え方は20名の3クラス。ところが、平成28年の今年度の3歳児は80名。この辺が数字的に気になった部分で、いずれ定員の見直しは270名ということで見なくてはいけないのかなと思うのですが、3歳から幼稚園に入園すると言っている割に、直近の実績が80名でありながら、来年は60名でもう絞っているのでしょうか。

幼稚園の定員の見直しは、数字合わせがその幼稚園の感覚だけで、よくよく見ると理由がわからないという部分が出てきてしまうように感じるのですが。

(事務局)

若柳よしの幼稚園の平成28年度の3歳児は、56名ということで、こちらはその学

級編成で運営をしているところでございます。

(吉岡委員)

参考までの話なのでしょうか、これは。

(松良委員)

参考と書いてありますね。栗原市推計。

(事務局)

失礼しました。80名というのは、平成27年の段階で栗原市が推計した数字でございます。28年度の実績は56名であったということです。

(吉岡委員)

済みません、勘違いして表を見ていました。

推計の数字では、80名から63名、57名と、3歳児は一旦減るのでしょうか。

(事務局)

こちらは、あくまで栗原市さんでさまざまな要因を加味して推計しているものです。

(吉岡委員)

こういうふうにはならない可能性もある。

(事務局)

あくまで推計ですので。

(松良会長)

ほかにございませんか。どうぞ。

(吉岡委員)

続きまして、七郷幼稚園です。変更後は8クラスの240名で、今年の収容定員は200名となっています。来年の申し込みは、240名を見込んでもう始まっているのでしょうか。

(事務局)

部会の審議が終わっておりますので、その場合の募集につきましては、その収容定員の変更認可予定ということで募集ができる形をとっておりますので、そういった形で募集されていることかと思えます。

(吉岡委員)

そういうふうに通じるのですよね。審議会で何を根拠にどう判断したらいいのだろうかという思いがあります。何か目安をつくってくれるとすごくありがたいなと思うのですが。

ひより台幼稚園の件でも、収容定員が倍とはいいませんけれども、倍に近いような状態になっています。それで、平成28年度の園児数は354名というような数字になっています。これももう募集が始まっているのですよね。

加えて、質を落とさない教育保育の面で、35名の3歳児に教員が3人つくという点に関して、やはり数字的にこんなに飛び抜けて出しているんだらうかというのを疑問に思います。

さらに、名取のふたば幼稚園が595名に収容定員を変更する申請を出していますが、名取市は公立幼稚園がなくなって、私立幼稚園に園児が入ってくることから見直しということですが、1学級35名という人数はアッパーです。ぎりぎりまで来ているような部分で、本当に質を向上させるような考え方ってここにあるのかなというような気がするのですが。

何の基準もなく「さあ、どうぞ」というような形になっている部分というのは、本当にこのまま続けていっていいのかという印象を持ちます。以上です。

(山岸委員)

済みません、個別の幼稚園の審議ということではなくて、一般的なこととしてお尋ねしたいんですけども、先ほどの質問に関わって、幼稚園の設置基準としては1学級の幼児数が35人以下ということで、これは全く問題ないと思うんですけども、ただ、私立幼稚園に関してはかなり、定員充足率が100%をオーバーしている実態があるみたいなので、実際に1学級35人で認可したところで、ふたをあけてみたら35人以上、これが36人とかであればともかくとして、充足率が144%とかいう幼稚園があるわけで、そうしたところでの教育のクオリティーコントロールはどういう仕組みになっているのかというのを教えていただければと思います。

(事務局)

1学級35人という人数につきましては、幼稚園設置基準で定まっておりますので、幼稚園の皆さんで守っていただく必要があります。こちらで毎年5月に、全幼稚園を対象にしたヒアリングを実施しておりますので、その中で必ず、1学級当たりの園児数が35人を超えていないか、必ず全クラス確認をすることとしておりますので、そのあたりは幼稚園さんに遵守していただいております。

ただ、都心部でどうしても断り切れずに36人になってしまうといった、少し超えてしまっている幼稚園もおありにはなりますが、そういったところは次年度に向けてきちんとした学級編成にさせていただくように指導もしておりますので、そこはしっかり守っていただいているものと考えております。

(松良会長)

ほかにはございましょうか。どうぞ、伊藤委員。

(伊藤委員)

3歳児，30人だと各学級教員2人配置，それから35人になると各学級教員3人配置とあるんですけれども，この辺のところは規定があるのでしょうか。

(事務局)

基本的に，幼稚園につきましては1学級に1人の専任教諭がいれば足りることになっております。ただし，幼稚園のほうで，教育の質を落とさないための配慮といたしまして，小さいお子さん，3歳児の学年については2人配置しますとか，3人配置しますよということで，幼稚園さんが教育の質を下げないために加配をしてやっていただいております。基本的な基準としては，1学級1人ということになります。

(伊藤委員)

3歳児の一教室の中に3人の教員がいて，大変だろうなというふうに思うのですけれども。ワンフロアに35名がひしめき合う，そして3人の教員がその子供たちを管理するというのでしょうか，安全を確保するというのは大変なことではないのかなと思ったので，意見を述べさせていただきました。

(佐藤宏郎委員)

伊藤先生の御心配はもっともです。資料の91ページの表2を見ていただきたいんですけども，平成17年から平成28年までの表を見ていただきますと，在籍者数が平成17年が2万9,778人で，平成28年が2万6,192人と3,000人減っています。でも，内訳を見ていただきますと，3歳児が52.1%だったのが77.9%，4歳児が46.1%だったのが21.3%と逆転しています。何が起きたのかということ，宮城県は，3年保育についてはずっと後進県だったのですが，ここに来て3年保育が主流になりつつあります，というよりも主流になっています。

その背景にあるのは，就労する御家庭が増えたということが一つと，家でもう面倒が見られないからとにかくどこかに預けたいというニーズが間違いなくあります。収容増の話が出ていますけれども，4歳では入れないから3歳から入ってしまえ，さらに3歳では入れないから満3歳から入ってしまえということで，前倒しになってきています。

確かに今まで，私立幼稚園で3歳児というと，大体20人とか30人以下が主流でした。ですから，こうやって数字がふえてきたということは，受け取るほうにしてみれば断れないので，上限の35人を目いっぱい入れざるを得ないです。そのかわり教育の質の低下ということに対し配慮していますので，15人に1人という大体目安を持っていますけれども，そこにもう1人つくとか，3人体制にして，四苦八苦しなながらニーズに応えているというのが現状ですので，御理解いただきたいと思います。

その他特に質疑等なく，4件とも審議会として了承される。

⑩幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（なとり台幼稚園）

⑪幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（なとり第二幼稚園）

利害関係者となっている佐藤宏郎委員が退室した。

⑩と⑪は事務局から一括して説明を行った。

(菅原委員)

1点ですが、フリー教諭の配置について、詳しく教えていただけますか。4歳児，5歳児について、それぞれフリー教諭を配置していくようになっているわけですがけれども、人数や保育状態や役割を押さえているのであれば教えていただきたいんですが。

(事務局)

フリー教諭は、ほかの私立幼稚園でも配置されています。各学級担任を1人配置したほかに、余裕のある幼稚園ですと副担任ということで2人体制にしていらっしゃる幼稚園もございますが、2人ずつ配置するのが難しいというような幼稚園につきましては、各学年に対してフリー教諭という形で、クラスを固定せずに担任をしている先生のお手伝いのできるような、教員免許をお持ちの方を採用してフリー教諭として配置していらっしゃる幼稚園がございます。なとり幼稚園ではそういった形で、フリー教諭を各学年に2，3人ずつ配置しているということでございまして、こういった形で記載をさせていただきます。

(菅原委員)

フリー教諭の保育状況というのはわかるのですが、大体各学年2，3人ずつという押さえ方でよろしいのでしょうか。あわせて、例えばなとり幼稚園の場合ですと教諭数が27人おりますよね。そして、担任と言っていいのかな、それがトータルとして18になるわけですがけれども、残りがフリーで9人というふうに押さえていいのかどうか、それを知りたいのですが。

(事務局)

そうです。例えば、なとり第二幼稚園ですと、専任の教諭22人にプラスして非常勤の教諭が4人いらっしゃるのです、教員数としては26人いらっしゃる。そのうち担任となるのが13人でございますので、26から例えばその学級数の13人を引きますと13人、余裕のある教諭がございますので、それを各学年に配置して行って、担任の先生が大変な場面ですとか、そういったところでお手伝いいただく教諭を配置している幼稚園さんが多いので、そこは特に定められている名称ではないのですけれども、フリーの教諭ですということで配置されているというような状況でございます。

(菅原委員)

幼稚園の園長先生もこの中に結構いらっしゃいますので、担任として専属に2人張りつけるやり方と、フリーという手法でもって保育に当たっていくということと、いろいろな教育効果、あるいは学校経営運営上いろいろな差異が出てくると思うのですが、公立小中学校でもフリー教員は副担任という形でついていまして、いろいろなやり方をしているわけですがけれども、幼稚園の場合もそのように捉えていいのかということと、あ

わけて担任として、専属として張りつけをしたほうがいいかどうか、その辺のところは、ほかの委員さんに教えていただきたいのですが。今回、担任を複数つけている幼稚園、結構ございますよね。なとり幼稚園のほうではフリーというふうにつけていますので。今後出てくる話だろうと思うので、よければ教えていただきたいんですけども。

(小野寺委員)

先ほど伊藤委員がおっしゃった、35人の3歳児の中に先生が3人で、大人が3人もいて、大変だよねという点について。私も同感で、そのとき提言もさせていただいたような記憶もありますが、まず子供にはかなり発達段階の差がありますので、幼児期の発達段階というものを一斉的に考えずに、細かく子供たちの育ちを見てあげることが私たちの目標ではあります。ですので、3歳であれば恐らく、なとり幼稚園さんの場合、3歳は2人担任になっていると思いますし、そのほかにフリーという形で2人ぐらいついていたのではないかなと思います。

また、特別支援となるかならないかというような子供たちもいますので、そういった部分に関しては一斉に合わせるというよりは、まず慣れていくという見守りが必要なので、そういった部分の寄り添い等につきましては、このフリーという立場が大変有効になるのかなということと、また職員に関しても、養成校を卒業したばかりで、また小さい子供たち、日本語といますか、会話能力が通じない子供たちに対してどのようなコミュニケーションをとったらいいのだろうということになれば、やはりある程度子供たちに対応してあげられる枠を増やすという形で職員がいたほうがいいのかなということでのフリー教諭、いればただいいかもしれません。ただ、多ければ多いということでもないのです、適材にというような形だと考えておりますが、それはその幼稚園さんの教育方針、子供たちをどういうふうに育てていきたいかということの考えに基づいて配置がなされているかなというふうには思っております。

また、教育の方法も、私立ということですので、いろいろ個性が豊かな部分がありますので、今お話しさせていただいたような形でいろいろ工夫していらっしゃるのかなということですが、ただし、これは規定として決まっていることではないので、恐らく現場はかなり御苦勞をされている、経済的な部分でも御苦勞をされていることが現状ではないかなというふうには感じております。

説明になりましたでしょうか。足りなければ吉岡委員のほうから。

(吉岡委員)

私の園でもフリー教諭は置いているのですが、昔、財政的に厳しかったときは35人の園児を1人で、その1人が欠席したときには、極端に言うと2クラスを1人で見なくてはならないということがありました。今は、担任が休んだ場合に、担任ではないにしろ、引き継ぎができるため、各学年に1人は置いておこうと考えてやっています。

ただ、その休みのためにという部分が、子供たちの環境としてどう考えたらいいのだろう、クラスの環境をどう考えたらいいのだろうという部分に当たるわけですけども、子供の側に立って考えたときに、今の子供たちが自分を出せるまでどういうアプローチをしたらいいかという部分が、30年ぐらい前の子供たちであると余り悩まなかったの

ですけれども、今は自分を出すまでに時間かかるというサポートの部分がすごく苦勞する部分で、「30人を見ながら1人の子に声がけするような、そんな話術が必要なんだよ」と言いながらよく話はしていたのですけれども、やはり信頼の置けるような関係をつくったほうが、今の子供たちには安心するかなと思います。

私は学年の話し合いの部分だったり、行事のサポートの部分だったりチームという考え方で今やっております。だから、どっちが重点、どっちが薄くということじゃなくて、3人でというようなかかわりの形を年限的にとっています。

(菅原委員)

3歳児には、フリー教諭配置というのは、吉岡委員先生のところはやられているわけですか。

(吉岡委員)

はい。

(菅原委員)

なとり幼稚園は、4歳児、5歳児という今の配置なんですけれども、そうすると3歳児から置くほうが効果的、あるいは、4歳児からのほうがより効果として上がるんだ、というようなことは一概には言えないと。

(吉岡委員)

私は、3歳児を重視したいというような考えでいます。

(菅原委員)

私もそうは思うんですけれども、なとり幼稚園がやっているのは、これは経営上の問題だろうと思うのでね、3歳児、4歳児、5歳児というふうな方法もあり得るんだろうなというふうに思っていて、その辺のところは教えていただきました。

(事務局)

なとり幼稚園は、3歳児は、1学級に担任と副担任をつけます。

(菅原委員)

子供に対する直接責任として、3歳児は担任をつけるわけですね。それで、4歳児、5歳児については、担任を配置しつつ、フリーとなる人員をつける。教育責任という立場からいうと、これはちょっと意味合いが違ってくるのですよね。だから、ここを聞いたわけです。

(松良会長)

私が保育園の経営者から聞いた話ですけれども、最近よく保育士がすぐ辞めてしまう。モンスターペアレンツが出てくると、一発で辞めてしまうそうですね。そういった意味

で、先生の退職をくいとめるために、守るといふという人も必要なのかなと感じておりました。

その他特に質疑等なく、2件とも審議会として了承される。
佐藤宏郎委員は所用により、退席。

⑫高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

（後藤委員）

資料12の3ページにスクーリング会場一覧がございまして、サポート施設と面接指導施設というふうに記載がございまして、その違いについては、1ページ目に簡単に書いてあるのですが、もう少し詳しい説明をいただいてもよろしいでしょうか。

（事務局）

まず、スクーリング会場とサポート会場というような言葉で学則上定義がされていますが、スクーリング会場につきましては、高等学校通信教育規程に基づきます面接指導や試験などの単位を認定するための授業を行う施設でございまして、育英学園であれば、新設されるILC青森学習センターを含めて全国に4カ所設置しております。

サポート会場につきましては、基準等で文言の定義といったものはないのですけれども、生徒の学習支援や相談、添削課題のサポートをする施設として仙台育英学園では定義をしております、全国に5カ所設けることとなっております。

（後藤委員）

それと、施設の区分があるわけですが、そういった教員を配置するとかそういったことについても説明をいただきたい。例えばサポート施設のほうには特に何の基準もないとか、そういうことになるのでしょうか。

（事務局）

教員の体制につきましても、通信教育規程や本県の審査基準で、その施設に何人というような具体的な定めというのは本校以外にはないのですけれども、ただ、スクーリング会場、面接指導を行うような単位認定を行うところにつきましても、その教科の担任の人が試験や授業を教えなければならないので、基本的にはその教科の担任となる先生がそこで、その授業をやるときにはそこにいて授業を教えるというような体制をとりましますし、サポート会場につきましても、学習相談というようなことなので、必ず毎日相談があるかどうかはわからないのですけれども、交代ではあります、それぞれの会場に1人以上教員が常駐するような体制を整えるというようなことでした。

(事務局)

補足させていただきます。サポート施設というのは、本来であれば学校教育法で定められた教育、学校ではございません。よく通信制などで行っているのは、いわゆる民間の塾などに委託するような形で学習支援のサポートなどをしてもらっていたりするのですが、育英学園の場合は、自前でそのサポート施設を設けて、自校の教員もそこに置いて、教育相談的なものを行っていくというふうな形になっております。

(松良会長)

ほかにございませんか。

(山岸委員)

14ページの学則の第11条を教えてくださいなのですが、サポート会場の規模について、どうやら沖縄県的那覇学習センターはマンションの一室であり、その一方で登米や石巻は住所が書いてありますので、恐らくこれはビル、もしくはビル全体のものだとイメージできるのですが、このようなマンションの一室がサポートセンターで問題ないのか、そしてこの規模の違いというのは何なのかというのを説明いただければと思います。

(事務局)

会場につきまして、確かに14ページの11条を見ますと、沖縄県的那覇学習センターにつきましてはロイヤルハイツ泉崎303号室となっております。一見、マンションの一室のように思ってしまうのですが、賃貸借の契約書ですとか借りるときの不動産会社の案内等の資料をいただいたところ、これは事務所用のビルの一室というような形になっておりまして、人が居住をするような、例えば台所ですとかお風呂とかがあるようなところではないので、あくまでも事務所用ということになっています。

同じく、宮城野学習センターにつきましても、宮城野ビル2階となっておりますが、沖縄的那覇学習センターと同様に事務所用のところを借りておりますので、アパートの一室とかマンションの一室というような形ではないので、そこは御了承していただければと思います。

さらに言えば、さまざまな基準等で、借用の場合でも、生徒の学校教育上や安全上問題がなければ認められるものとするということで、当県の審査基準については規定しておりまして、今回の例えば宮城野学習センターにつきましても、ここは本校から徒歩5分から10分程度の場所ということで、何かあればすぐ本校に、例えば自然災害等があった場合は本校に避難することも可能ですし、那覇の学習センターにつきましても、近くに市の指定避難所となっている小学校がすぐ、隣接とまでは言えないですがすぐ近くにあるので、何かあればそこに避難できるというような体制をとっておりますし、また学校としてもそういった安全上の部分に関してはマニュアル等を作成して担保できるような体制を整えていくというようなことでしたので、基本的には問題がないものと認識しております。

その他特に質疑等はなく，審議会として了承される。

⑬専修学校の設置者変更について（宮城文化服装専門学校）

事務局から資料により説明を行った。

（松良会長）

文化服装の事務職員が3名，どこの部屋に入るのかなとちょっと気になったんですが，文化服装の事務室という部屋は，特に表示がないのですね。

（事務局）

専用の事務室はなく，基本的に教員と事務職員の方は仙台ヘアメイク専門学校の共用となります。4ページをごらんいただきますと校舎全体の見取図が記載されていますが，地下1階に職員室と事務室がございまして，そちらを共用で使用する予定になっております。

（松良会長）

わかりました。ほかにございましょうか。

（事務局）

先ほどの御質問で，19ページに職員室と事務室の写真が掲載されておりますので，こちらも御参照いただければと思います。基本的には，仙台ヘアメイク専門学校と宮城文化服装専門学校で，スペースをきちっと区切った上で使用するというふうに説明を受けております。

その他特に質疑等はなく，審議会として了承される。

⑭専修学校の廃止について（仙台法経専門学校）

⑮私立学校法第64条第4項の法人の解散について（学校法人仙台法経学園）

利害関係者となっている松良会長が，その後所用があるということで，審議会運営規程により，議長に千葉副会長を指名し，退席。

⑭と⑮は事務局から一括して説明を行った。

特に質疑等なく，審議会として了承される。

（2）その他

①私立義務教育学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準（案）について

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤委員)

義務教育学校となりますと、中学・高等学校の一貫教育の中等教育学校の小中版というふうに考えればいいのかなと思うのですが、小中学校一貫教育であったとしても、小学校・中学校併設学校という形になると、この義務教育学校の規定には入らなくなるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

今回、小中一貫教育につきまして、先ほど御説明しました平成28年3月22日付の文部科学省令で規定が整備されたわけですが、小中一貫教育に関しましては3つのパターンがございます。まず義務教育学校、そのほかに併設型と連携型というパターンがございます。併設型、連携型によって既存の小学校と中学校において一貫教育を行うということであれば今回の義務教育学校という枠組みには当たらないので、今回の審査基準等とは該当しないものとなります。

(千葉副会長)

よろしいですか。

ほかに、何か御意見、御質問ございましたらお願いします。吉岡委員。

(吉岡委員)

この審査基準の提案の部分というのは、文部科学省の基準に則っているのでしょうか。1学級の児童生徒数は40人以下にするとありますが、今は35人になっているような気がします。確認させていただければと思います。

(事務局)

まず、こちらの審査基準(案)につきましては、あくまでも県の審査基準になりますので、もととなっているのは、あくまでも県の小学校審査基準や中学校の設置に関する審査基準、また高校や中等教育、それぞれの学校種の審査基準をもとに作成をしております。ただ、県の審査基準ではありますが、国の省令ですとか法令に反しているものはいけないので、先ほどの平成28年3月の省令ですとか、学校教育法施行規則ですとか、そういったものに違反しないようにつくりでこの案を作成しております。

今、御指摘のありました第7条の40人以下という部分につきましては、小学校設置基準の第4条になります。ほかに中学校設置基準とか県の審査基準等に反しないように、齟齬のないようにつくりで作成をしておりますので、40人というのは国の設置基準で規定されております。

(吉岡委員)

ありがとうございます。もう一つ確認したかったのは、小中一貫校という部分で、仕事の都合だったり、相性の都合だったり、途中で転校するというのが全然問題なくできるようなカリキュラムになるのでしょうか。

中高一貫だとかなり早期教育が進んでいってしまって、大学でやっているようなことま

でやっているというような話を聞くのですが、小中一貫はそういうことは起こらないですよ。

(千葉副会長)

どうでしょう、その辺は。どうぞ。

(事務局)

もし義務教育学校が設置されて、小中一貫教育を行うこととなりましたら、それぞれ9年間、義務教育学校に関して言えば、9年間の系統的・体系的な教育課程が編成されることにはなりますが、基本的には前期課程、小学校に当たる部分は小学校の授業ですし、後期課程、中学校に当たる部分は中学校の授業をやっていると思いますので、その変更等の際に何か不備が生じるとか、そういったことがないように教育課程が作成されると、こちらでは認識しております。

(千葉副会長)

伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

ホライゾンさんとかは特別区域法、そういうものを使っておりますので、教育課程のほうにはやはりそれぞれの学校の特色を載せていますよね。そういうふうなところでは、先生の御指摘するようなことが行われております。

(千葉副会長)

菅原委員、お願いします。

(菅原委員)

教えていただきたいのですが、あくまでもこれは県の私立義務教育学校の設置基準、審査基準ということでもいいですよ。よって、第3条のこの「設置者は学校法人とする」というのは、そういう規定ですよ。例えば、会社立とかそういったものは見ていませんよと、審査の対象外ですよということでもいいですよ。あくまでも、この審議会の所管事務としての基準とした捉え方でよろしいですか。そうではなくて、学校法人ということであれば、この中で審査するときには、この基準を使いますよというふうな捉え方でいいですよ。それが、まず1点です。

(事務局)

この審査基準はあくまでも第1条、最初にあるとおり、私立の義務教育学校に関しまして審査基準を定めたものになりますので、宮城県の学校法人が設置者として義務教育学校をつくりたいというときに、そのさまざまな、生徒数ですとか、規模とか、そういったものを審査するための基準ですので、宮城県内に学校法人が義務教育学校を設置したいというときの審査基準になります。

(菅原委員)

あくまでもこの場合は学校法人立の場合の審査基準として捉えるということでもいいんですね。

それと、校種違うのですけれども、中等教育学校などの基準と比べて、ここは変わっていますというところがありますか。あれば教えていただくとわかりやすいのですが。

(事務局)

例えば、第9条のところですけども、第9条第2項ですけども、教頭及び教諭の数、先生の数ということで、前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準ということで、それぞれ前期課程と後期課程で算定したものを足した以上の先生の数というような形で規定しておりますので、ここが小学校の審査基準ですとか中学校の審査基準とは違うところなのかなと思います。

あとは、4ページの第16条、教育課程のところですけども、ここの2行目の部分です。「義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件」というところで、平成28年3月22日に公布された省令の中にはこういった告示も含まれますので、こういったところもほかの小学校や中学校の審査基準とは異なるところなのかなと思います。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

②私立学校法等施行規則の改正について

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、審議会として了承される

(以下、余白)

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

平成 年 月 日

氏名 _____ 印